

令和2年8月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年8月31日（月曜日）議事開始 午前8時55分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 永前 茂則
増田 賢造 中津 ゆみ子

事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司
農地調整係主査 大園 あけみ 農地調整係主任主事 松下 理恵
農地調整係主事 池田 哲也

畜産農政課職員

農政企画係長 高佐 伸也 農政企画係主事 加藤 雅也

議 題

- 報告第 9 号 農地等の合意解約について
- 報告第 10 号 農用地利用配分計画について
- 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 28 号 農用地利用集積計画について
- 議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 31 号 非農地証明願いについて
- 議案第 32 号 農業振興地域整備計画変更の協議について

事務局長　それではただいまから令和2年8月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。本日の出席者は28人で全員であります。

尾山議長　これより会議を開きます。

議事に入る前に議事録署名委員に、竹下委員と田中委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第9号から報告第10号及び議案第27号から議案第32号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第9号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは報告第9号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は11件でございます。議案書2ページをご覧ください。

令和2年8月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月、審議していただく案件と関連がないものについて、順番にご説明いたします。

整理番号2番につきましては、耕作者変更に伴い、解約するものです。

整理番号3番、4番につきましては、先月総会で審議された基盤法での議案の関連です。

整理番号7番、8番につきましては、売買予定があるため解約するものです。

整理番号9番から11番につきましては、中間管理事業へ移行するため

解約するものです。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第10号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 報告第8号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和2年8月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。計12件、27筆、22,911㎡となっております。詳細につきましては、4ページから6ページに記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第27号についてご説明いたします。7ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転8件、貸借2件の合計10件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。まず、所有権移転からご説明いたします。8ページをご覧ください。整理番号1番、田1筆、274㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。整理番号2番、畑3筆、2,598㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載がありますように、農振農用地外、10アール要件での取得です。営農計画書等の添付がございます。増田委員の堀越しです。9ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、489㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

次の整理番号4番と整理番号5番につきましては、関連がありますので併せてご説明します。9ページから10ページになります。整理番号4番、畑1筆、614㎡、と整理番号5番、畑3筆、891㎡の交換になります。11ページをご覧ください。

整理番号6番、畑4筆、8,446㎡の贈与です。受人と渡人の関係は甥と叔母になります。12ページをご覧ください。

整理番号7番、田3筆、2,518㎡の贈与です。受人と渡人の関係は義理の親子です。

整理番号8番、田2筆、357㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。所有権移転については、以上になります。続いて、貸借についてご説明いたします。13ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、2,343㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたり〇〇円です。15ページをご覧ください。

整理番号2番、田7筆、7,007㎡の使用貸借です。受人と渡人の関係は兄弟です。以上、所有権移転8件、貸借2件です。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第27号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 それでは整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲一帯は基盤整備された水田地帯ですが、基盤整備に参加されなかったため、申請農地は基盤整備されていません。所有農地を集積した際に、渡人の農地がある事が判明したため、今回、売買となっ

たとの事です。農地の形状は良く、日照・接道・用排水は良好です。現在は水稲が作付けされていました。

続きまして、受人の営農状況は、〇〇自治会で水稲主体の専業農家です。後継者もおります。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地を及び申請人「受人」の確認を増田委員に願いたします。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 それでは整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。山林に隣接していて、条件が悪く、北側は30メートルぐらいのがけ地で一部崩落しています。日照は不良で接道及び排水は良好です。

続きまして、受人の営農状況は、〇〇自治会在住で非農地ですが、今回10アール要件で農地を新規に取得されるとの事で営農営農計画書や誓約書が提出されています。渡人との関係は親戚との事です。受人は普段から地域のまとめ役などをされている事からで地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いたします。

尾山議長 次に9ページ整理番号3番及び4番の土地を稲田委員に、申請人「受人」の確認を伊地知委員に願いたします。まず、稲田委員に願いたします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 それでは、最初に整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は、田と畑が混在しています。形状は狭く、基盤整備はされていませんが、日照・接道・排水は良好です。現在、飼料稲が作付けされていました。

続きまして、整理番号4番の農地について、ご報告いたします。申請農

地は整理番号3番の農地の西側に接しています。形状の良くない、細長い農地です。日照・接道・排水は良好です以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 それでは、整理番号3番と4番の受人について、ご報告いたします。

受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。後継者はいません。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 それでは整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。先ほどの整理番号3番及び4番の農地から100mほど離れたところにあります。3筆ですが、現況は2枚で三角形の形状をしています。日照・接道・排水は良好です。現在、牧草が作付けされていました。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で酪農主体の専業農家で後継者もおります。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

尾山議長 次に10ページの整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 それでは整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇

自治会内にあります。周囲の状況は、北・西側が山林に接しております。周囲の状況は畑作地帯です。日照・接道・排水は良好です。石などもない、肥沃な農地です。現在の作付け状況は、生姜が作付けされていきました。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。今後、退職後は専業農家をしていくとの事です。地域との調和については、受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸命に取り組み、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に11ページの整理番号7番の大字〇〇の土地を杉元委員に、大字〇〇の土地及び申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。まず、杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 それでは、最初に整理番号7番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は、基盤整備済みの水田地帯で東側・南側・西側は田で北側は宅地となっています。日照・接道・排水は良好ですが、用水は少し問題があります。現在、飼料稲が作付けされていきました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 それでは、まず、整理番号7番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周囲の状況は、北・南側は宅地、西側は農地、東側は市道に接しています。基盤整備はされていませんが、形は長方形です。日照・接道・排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。渡人との関係は親子です。地域との調和については、受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸命に取り組み、

所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。
皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に12ページの整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 それでは整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲は宅地と水田が混在しています。日照・用排水は良好ですが、接道は良くありません。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家で後継者もおります。地域との調和については、地域で定期的実施される水路清掃等及び除草作業にも参加し、周辺の農家の方と協力していくとの事でした。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従っていくとの事です。所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に13ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 それでは貸借整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。申請農地は基盤整備されていませんが、西側は基盤整備された水田地帯と接しています。日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。現在、水稻が作付けされていました。後継者もおります。地域との調和については、受人は兼業農家ですが、営農に一生懸命取組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたしま

す。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 それでは整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、形状は不整形ですが、日照・接道・用排水は良好です。圃場は、3カ所あり、1カ所は水稻が作付けされており、他の圃場は転作で耕起されていました。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家で後継者はありません。権利取得後は、同様に作付けしていくとの事でした。地域との調和については、地域で定期的実施される水路清掃等及び除草作業にも参加し、周辺の農家の方と協力していくとの事でした。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従っていくとの事です。所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計10件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第27

号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第28号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第24号をご説明する前に、1カ所、議案の訂正をお願いいたします。25ページをご覧ください。整理番号7番の受人の経営状況の中で家畜頭数が肉用牛57頭と記載していましたが、正しい頭数は150頭でございましたので、ご訂正をお願いいたします。

それでは、議案第24号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。今月の計画件数は所有権移転5件、利用権設定19件、合計24件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業が10件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに所有権移転関係についてご説明いたします。17ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、4㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。申請地に隣接して受人の農地があるため、今回、買い受けるものです。なお、価格が高くなっていますが、分筆に費用がかかったため、この価格になったとの事でした。

整理番号2番、田1筆、1,038㎡の売買です。価格は総額〇〇円

です。18ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、496㎡の贈与です。

整理番号4番、畑2筆、686㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。
20ページをご覧ください。

整理番号5番、畑5筆、4,468㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。以上、所有権移転5件です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。22ページをご覧ください。

整理番号1番、田6筆、5,937㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、977㎡の賃貸借です。23ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、2,056㎡の賃貸借です。

整理番号4番、畑1筆、1,562㎡の賃貸借です。

整理番号5番、24ページをご覧ください。畑2筆、4,360㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田3筆、3,268㎡の使用貸借です。25ページをご覧ください。

整理番号7番、畑1筆、1,341㎡の賃貸借です。補足説明になりますが、受人は、これまで代表が個人名義で農地の買受や借受をしており、法人での貸借等は今回がはじめてになりますので、経営面積が0㎡となっております。代表取締役の個人での経営面積は約2ヘクタールあります。

整理番号8番、26ページをご覧ください。畑3筆、6,276㎡の賃貸借です。

整理番号9番、畑1筆、1,302㎡の賃貸借です。整理番号8番及び

9番の受人は、〇〇の認定農家です。

整理番号10番から同19番までは農地中間管理事業での設定になりますが、その旨の説明は、省略させていただきます。

整理番号10番、田1筆、2, 191㎡の賃貸借です。27ページをご覧ください。

整理番号11番、田1筆、1, 508㎡の賃貸借です。

整理番号12番、畑1筆、664㎡の使用貸借です。

整理番号13番、28ページをご覧ください。畑3筆、4, 925㎡の使用貸借です。

整理番号14番、29ページをご覧ください。畑5筆、3, 928㎡の賃貸借です。

整理番号15番、31ページをご覧ください。畑9筆、14, 580㎡の賃貸借です。32ページをご覧ください。

整理番号16番、畑1筆、6, 670㎡の賃貸借です。

整理番号17番、畑1筆、963㎡の賃貸借です。

整理番号18番、畑1筆、3, 424㎡の賃貸借です。33ページをご覧ください。

整理番号19番、畑1筆、1, 295㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第28号の審議に入ります。所有権移転整理番号2番の譲受人は〇〇委員のご主人の父親となります。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に

基つき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長 それでは、ただ今から所有権移転整理番2番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号2番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長 それでは、所有権移転整理番号2番を除く、議案第28号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

宮田委員 議長。

尾山議長 宮田委員。

宮田委員 事務局に参考までにお聞きしますが、18ページの所有権移転の整理番号3番ですが、受人と渡人の関係ですが、どういう関係なのか、教えていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの宮田委員のご質問にお答えいたします。受人と渡人の関係ですが、親子となります。

尾山議長 宮田委員、よろしかったでしょうか。

宮田委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 32ページの利用権設定の整理番号17番について、お聞きいたします。賃貸料が10アールあたり〇〇円となっておりますが、他の案件は、〇〇円から〇〇円となっているのに安いのですが、どういう事からこの金額になったのか、お聞きします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの杉元委員のご質問にお答えいたします。賃貸料が〇〇円についてですが、渡人が自分で管理できないので作ってもらえれば、安くてもいいとの事でしたのでこの価格でずっと貸借をしてきたとの事でした。中間管理事業に移行しますが、引き続きこの価格で申出があったとの事でした。

尾山議長 杉元委員、よろしかったでしょうか。

杉元委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第28号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第31号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局

議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。34ページをご覧ください。今月の許可申請件数は1件です。35ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、417㎡を農業用機械倉庫及び資材置場として申請するものです。工事期間は令和2年10月1日から令和2年12月31日までとなっています。事業費については、建築費〇〇円を全額自己資金により対応されるということです。雨水などの排水につきましては、地下浸透で処理します。農地法4条の案件は以上となります。36ページをご覧ください。

議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は5件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については、省略させていただきます。37ページをご覧ください。

整理番号1番と2番は同一事業となりますので、併せて、説明いたします。農地区分は第1種農地となっていますので、原則転用は不許可となりますが、農地法施行令第11条第1項第2号ホ及び農地法施行規則第37条第1項第1号の規定により、公益性の高い事業（土地収用法その他の法律により、土地を収用し、又は使用することができる事業、土地収用法第3条第1項第17号：電気事業法に一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物）と認められる事から不許可の例外規定に該当します。場所が大字〇〇、整理番号1番が田1筆、510㎡、整理番号2番が畑1筆、18㎡、計2筆、528㎡を特高変電施設として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年10月10日から令和3年10月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、設備費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金により対応するとの事です。雨水などの排水につきましては、地下浸透にて処理します。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、329㎡を一般個人住宅として申請するものです。権利関係は贈与です。譲受人と譲渡人の関係は

親子です。工事期間は令和3年2月1日から令和3年5月31日までです。事業費につきましては、造成を譲渡人が自己労力で行い、建築費〇〇円、諸経費〇〇円、計〇〇円を、融資及び自己資金により対応するとの事です。排水につきましては、合併処理浄化槽にて処理後、西側市道側溝へ排水します。雨水も同様に西側市道側溝へ排水します。市建設課と協議済です。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑1筆、0.86㎡を自宅の庭として追認申請するものです。譲受人から始末書の提出がございました。権利関係は売買です。事業費につきましては、土地取得費が隣接する非農地193㎡（現況は庭）を含めて〇〇円を、全額自己資金により対応するとの事です。雨水などの排水につきましては、地下浸透で処理します。38ページをご覧ください。

整理番号5番、場所が大字〇〇、田1筆、141㎡を車庫として追認申請するものです。譲受人から始末書の提出がございました。権利関係は贈与です。譲受人と譲渡人の関係は義理の親子です。雨水などの排水につきましては、地下浸透で処理します。農地法第5条の案件は、以上となります。39ページをご覧ください。

議案第31号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は1件でございます。40ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、809㎡です。申請理由は山林です。以上、ご審議方よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

谷口議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第29号から第31号については、8月28日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

栗下第2小委員長 議長。

尾山議長 栗下第2小委員長。

栗下第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から招集を受け

まして、8月28日に、委員9名、事務局2名の計11名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条1件、5条5件、非農地証明願い1件でございます。それでは、議案ごとにご説明いたします。

農地法第4条の議案第29号、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は〇〇地区の専業農家です。今回、既存の農業用機械倉庫及び資材置場が手狭となり新たに建築したく、申請するものです。場所は、〇〇地区です。〇〇地区公民館から北西に約600mのところに位置します。申請地の状況は、北側は農地、東・南側は宅地、西側は山林に接していません。北側に農地はありますが、農地に影響のないように建築するとの事でしたので、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第5条の議案第30号、整理番号1番と2番について、ご説明いたします。譲受人は県外に本社を置く電気事業の法人です。今回、えびの市内に太陽光発電施設を設置する為の変電所を設置したく申請するものです。場所は、〇〇地区です。〇〇から南西に約1kmのところに位置します。申請地の状況は、周囲一帯は農地に囲まれておりますが、周辺の耕作者、所有者の同意も取れており、被害防除計画も適切にされるとの事で、周辺農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明いたします。譲受人は、今回、住宅を建築したく適地を探していたところ、所有者である譲渡人の了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南西に約300mのところに位置します。申請地の状況は、周囲は宅地と雑種地に囲まれており、農地がない事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番についてご説明いたします。譲渡人は所有地の調査をしたところ、申請地が宅地の一部として譲受人が利用されている

ことが判明したため、追認申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北東に約100mのところのところに位置します。申請地の状況は、周囲は宅地と山林に囲まれており、農地がない事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号5番についてご説明いたします。譲渡人の息子が平成12年頃に倉庫を建築しました。今回、譲渡人から譲受人に所有権移転登記をする際に、申請地が農地のままであることが判明したため、追認申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南西に約300mのところのところに位置します。申請地の状況は、北側は宅地、東側は市道、南、西側は農地に囲まれておりますが、隣接農地は譲渡人所有農地であるため、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの議案第31号についてご説明いたします。場所は、〇〇地区に位置します。現況はすでに山林化しており、周囲は山林等のため、今後の耕作は困難と判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、農地法第4条申請1件、農地法第5条申請5件、非農地証明願い1件、計6件については、慎重・審議しました結果、第2小委員会は、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いいたしまして、第2小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査しました結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても、小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会

非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第29号から第31号の計7件につきましては、転用許可基準及び非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長　ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

増田委員　議長。

尾山議長　増田委員。

増田委員　37ページの議案第30号整理番号1番及び2番について、お聞きします。特高変電施設と記載されていますが、ここだけの施設なのか、また別にあるのか、お聞きします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　ただいまの増田委員のご質問にお答えいたします。太陽光発電施設のための変電施設となります。別な場所に設置した太陽光発電施設から送電された電力の電圧を上げて、申請地西側にある送電線に接続するとの事でございます。

増田委員　議長。

尾山議長　増田委員。

増田委員　何か所ぐらいの太陽光発電施設から送電されるのか、お聞かせください。

局長補佐　議長。

尾山議長　増田委員。

局長補佐　市が所有しています〇〇という一筆約70ヘクタールある土地がございますが、ここで太陽光発電施設の計画があり、ここからの電力を送電する計画でございます。元々、採草目的で国から市が購入して〇〇組合がございましたが、平成3～4年にゴルフ場建設の計画があり、市からの要請で〇〇組合の組合員は採草権の放棄を全員がされたとの事でございます。太陽光発電施設については、約10年前から計画が上がっていまし

たが、その時、調査した際に一部採草した跡があるという事でございます。その時、県に確認したところ、一部採草している部分だけ転用申請する必要があるとの事でした。現在、財産管理課は採草した跡があるか、組合員で採草している人の調査をしております。採草の跡がある、また、採草している人がいる場合は、9月総会に転用申請があがってくるとの事でございます。また、採草の跡がなく、採草している人がいなければ、農地ではないので転用申請はあがってこないとの事でございます。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 市が所有されている〇〇が約70ヘクタールあり、その中に約13ヘクタールの太陽光発電施設の計画があがっています。仮に転用申請が提出された場合は、大規模開発ですので出水自治会に及ぼす影響は大きいと思いますので、通常、小委員会で現地調査を行います。産業団地のように全委員で現地調査をして、採決していただきたいと思います。また、転用申請が提出された場合は、市財産管理課が提出すると思いますので市財産管理課の担当者の出席をお願いします。要望でございます。以上です。

局長補佐 議長。

尾山議長 増田委員。

局長補佐 ただいま増田委員より要望がございましたので、財産管理課長に話しをしまして、転用申請が提出された場合は、出席をお願いいたします。また、転用申請が提出された場合は、大規模開発となりますので小委員会でなく、全委員で現地調査するよう、会長等と協議して検討したいと考えます。以上です。

尾山議長 検討したいと思いますが、増田委員よろしいでしょうか。

増田委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありますか。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員

谷口委員 関連でございますが、聞きなれない事と存じますので書類等で説明をいただければと思います。百聞一見にしかず、との言葉もありますので皆様に現地を見てもらった方が良いと思います。

尾山議長 この件につきましては、次の総会までにいろいろ検討したいと思いますのでよろしいでしょうか。

谷口委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第29号から第31号に対する第2小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第29号から第31号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第29号及び第30号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第31号は、お諮りのとおり決定いたします。次に、議案第32号「農業振興地域整備計画変更の協議について」を議題といたします。畜産農政課から説明をお願いします。

農政企画係長 議長。

尾山議長 農政企画係長。

農政企画係長 それでは、議案第32号を説明いたします前に、皆様に配布してあります農振法の概要について、説明いたします。農振法に基づく農業振興地域整備計画については、皆様が農地法に基づいて審議していただいておりますが、その農地法と密接に関わりがあります。1ページをご覧ください。農用地の取扱いについては、日常的には青地とか、白地とか呼ばれていますが、農業振興地域という農業を振興していくという区域がございます。その中で特に農業振興に資する区域として位置付けられた区域を青地、農

用地区域として、指定しています。その農業振興地域の中で農用地区域(青地)以外の農地を白地という事になります。2ページをご覧ください。先ほどご説明いたしました農用地区域(青地)について、ご説明いたします。下段の表に記載していますように1番から5番の要件をそれぞれ満たすものが、農用地区域(青地)でございます。従いまして、編入なり除外につきましては、この要件を満たす場所なのか、除外の場合ですと該当しないかどうか判断材料となります。続きまして、3ページをご覧ください。3ページ目は、転用目的での除外、農用地区域(青地)から白地に変更する場合の要件を記載しています。農業を振興する優良農地を維持していくために、除外の場合は、5要件を全て満たす事が要件となっております。4ページ目をご覧ください。4ページ目には、農業振興地域制度と農地転用許可制度との関連につきまして、記載してあります。まず、農業振興地域ですが、地域を宮崎県が指定しています。農地の編入及び農地の除外については、市だけで認める訳ではなく、宮崎県の同意が必要となります。手続きの中では、県の担当者と事前協議・本協議などをしていく必要がございます。農振の変更につきましては、年2回を予定しています。前期受付が1月から6月まで後期受付が7月から12月までとなっています。場合によっては、県との協議が1年以上かかる場合もあります。農振法については、担い手等が高齢化する中で柔軟に農地の利活用の方向について、少しずつ設定されているようでございます。今後とも法律の見直しについては、適宜ある事が予想されますのでその時は農業委員会総会で協議等をお願いする事となりますのでよろしくお願いいたします。農振法の概要につきましては、以上となります。

農政企画係担当者 失礼いたします。今年4月から畜産農政課で農業振興地域整備計画を担当しております、〇〇と申します。今年3月までは農業委員会事務局で委員皆様と一緒に仕事をしていました。よろしく申し上げます。

それでは議案第32号について、ご説明いたします。農業委員会総会資料とは別冊で「議案第32号別紙内容書」というものをご覧ください。

まず、この議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとするとされているため、農業委員会総会に議案として、提出するものでございます。1ページをご覧ください。

こちらは今回の農業振興地域整備計画の変更を実施する場所を示す、えびの市の全体図になります。青色で示しているのが編入です、赤で示しているのが除外となります。2ページをご覧ください。

編入の筆ごとの一覧表になります。編入案件については計11件、面積の合計は、14,980㎡となります。詳細につきましては、案件ごとに後ほどご説明いたします。3ページをご覧ください。

除外の筆ごとの一覧表になります。除外案件については計5件、面積の合計は16,938㎡となります。詳細につきましては、案件ごとに後ほどご説明いたします。4ページをご覧ください。

それでは、編入案件11件を案件ごとに、ご説明いたします。5ページをご覧ください。

案件1番です。場所は〇〇地区になります。案件1番から4番までは場所は〇〇地区になります。申請地は図面の中央部のAとBです。筆数は3筆、面積は2,542㎡を中山間地域等直接支払制度の対象とするため、編入するものです。申請者は西側の農地を耕作している事から、一体的に営農していくとのこと。6ページをご覧ください。現地の状況です。水稻が作付けされていまして。7ページをご覧ください。

案件2番です。筆数は1筆、面積は997㎡を中山間地域等直接支払制度の対象地とするため、編入するものです。8ページをご覧ください。現地の状況です。水稻が作付けされていまして。9ページをご覧ください。

案件3番です。筆数は1筆、面積は516㎡のうち346㎡を中山間地域等直接支払制度の対象地とするため、編入するものです。10ページをご覧ください。現地の状況です。水稻が作付けされていまして。11ページをご覧ください。

案件4番です。筆数は1筆、面積650㎡を中山間地域等直接支払制度の対象地とするため編入するものです。12ページをご覧ください。現地の状況です。こちらは6月中旬ごろに撮影したものです。耕起されており、今後、飼料作物を作付けする予定です。13ページをご覧ください。

案件5番です。場所は〇〇地区になります。筆数は2筆、面積1,212㎡をこちらも中山間地域等直接支払制度の対象地とするために編入するものです。次の14ページをご覧ください。現地の状況です。水稻が作付けされていました。14ページをご覧ください。

案件6番、場所は〇〇地区です。変更理由は農業用施設用地とするため、編入するものです。申請地の地目は宅地で、既に2棟の農業用施設を数年前から利用しています。農業用施設の概要については16ページの現地写真と17ページの土地利用図のとおりです。既に施設がAとBの2棟建っています。元々、宅地であるため、農地転用には該当しません。18ページをご覧ください。

案件7番、場所は〇〇地区です。変更の理由としては農業競争力強化農地整備事業（基盤整備事業）の対象とするためです。こちらの事業主体は宮崎県で、令和7年度の事業完了に向け、現在、計画が進行中でございます。19ページをご覧ください。現地の写真です。水稻の作付けされました。20ページから27ページの案件8番から案件11番までについても同様に東原田地区の基盤整備事業の対象地とするための編入になりますので、説明を省略させていただきます。28ページをご覧ください。

除外案件5件となります。39ページをご覧ください。

案件12番、場所は〇〇地区です。1筆、面積459㎡を駐車場及び回転場敷地として利用するため、除外するものです。30ページをご覧ください。現地写真のとおり、既に駐車場及び回転場敷地として利用しています。32ページをご覧ください。土地の利用図です。四角形の赤塗は工場及び車庫、事務所等です。既存の工場等を設置した際に、農地転用や農振除外等の全て手続きが済んだものと思い込み、今年1月頃に駐車場及び

回転場敷地を設置したとのことで、追認での申請で受人より始末書の添付がございませう。雨水等の処理は、周囲をブロックで囲い流出を防ぎ、地下浸透により処理するとの事です。続きまして、32ページをご覧ください。

案件13番、場所は〇〇地区です。全部で8,091㎡を太陽光発電施設とするため、除外するものです。33ページをご覧ください。農地の現状となります。①番は遊休化していました。②番・③番・⑥番は維持管理がされてきました。④番・⑤番は栗が植栽され、一部遊休化してました。34ページをご覧ください。土地利用計画図のとおり、6区画に分けて、設置する計画です。太陽光発電施設設置について、隣接所有者等から承諾は得ております。なお、土地の造成は行わず、雨水等は区画ごとに堰堤を設置し土砂流出を防止して、地下浸透で処理する計画です。35ページをご覧ください。

案件14番、場所は〇〇地区です。農業委員会が非農地判断した農地であるため、除外するものです。36ページをご覧ください。現地の写真です。現況は原野です。案件15～16番も同様に非農地判断した農地となります。37ページをご覧ください。

案件15番、場所は〇〇地区です。38ページをご覧ください。現地の写真です。現況は山林です。39ページをご覧ください。

案件16番、場所は〇〇地区です。40ページをご覧ください。現地の写真です。現況は原野です。

以上、編入案件11件、除外案件5件の計16件となります。なお、除外案件12番～13番の転用を伴う案件については、農地転用の許可見込みについて、農地転用担当者に対して確認済みです。また、全ての案件について、県との現地調査による確認が済んでおります。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長　ただ今、畜産農政課より説明がありました。これより議案第32号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

谷口委員　議長。

尾山議長 谷口委員

谷口委員 現場で畑、施設、畜産関係の汚水についての処理について、こういった定義があるのか、どこまで我々が決議できて、それ以上は国がする、県がするのがあるのか、ないのか、若干、お教えいただければありがたいです。

農政企画係長 議長。

尾山議長 農政企画係長。

農政企画係長 例えばですが、転用目的が宅地でありまして、その場所は農業振興地域であると同時に、都市計画区域であった場合に、農業振興地域から除外する時に市建築担当課の建築技師と協議をして、客観的な意見をいただけるのですが、都市計画区域外の場合は、申出者から雨水等排水に対する対策などの聞き取りを行い、その対策が、現実的に可能であるのか、どうかを現地調査で確認をしているところでございます。また、用途変更にて農用地に畜舎を建設する場合には、その場合は事業計画をみて、雨水等排水対策について、それに伴う施設の導入などを客観的に精査して、その対応が適なのか、不適なのかを判断させていただいています。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員

谷口委員 農業の大規模かと言われていますが。今後、そういった施設、農業用施設など大規模に開発された場合に、将来的に問題が起こる可能性があると思います。その場合に誓約書等の提出をするなどしているのか、法的にあるのであれば、それに準じていただきたいと考えますのでよろしく願いします。

尾山議長 非常にいい意見をいただきました。実際、農業委員会でも過去に東原田地区で転用許可を受けた太陽光発電施設で雨水が隣接農地に流れて、作物などに被害が発生した事例もありますので説明等をお願いいたします。

農政企画係長 議長。

尾山議長 農政企画係長。

農政企画係長 大規模な事業計画におきましては、事業計画者が雨量計算を元に排水

路の断面など設計し、排水計画を作成するなどしています。我々、担当者もそのような排水計画などから客観的な根拠書類を求めたりする場合があります。今回、議案で審議いただく案件について、雨水は地下浸透といった案件もございましたが、そういった比較的規模の少ない案件などについては、雨量計算などのデータが無くても判断できる案件もありますが、そういった大規模な計画につきましては、客観的に根拠書類を持って説明できるように今後、努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員

稲田委員 関連して、お尋ねいたします。10アール規模の太陽光発電施設でも雨水などによる排水による被害が出ます。地下浸透という表現があるのですが、大雨になれば、地下浸透で処理できずに、近くの道路や畑などに雨水が土砂と一緒に流れ込む被害がよく発生しています。地下浸透という表現をもう少し検討していただいて、必ず大雨などによってあふれた時は近くの排水路に流す、敷地内に作った貯水池などに流して確実に地下浸透で処理するなどの対策を計画するなどして、簡単に地下浸透の表現ですませれば、必ず、問題が発生すると思っておりますので検討していただきたい。

農政企画係長 議長。

尾山議長 農政企画係長。

農政企画係長 貴重なご意見ありがとうございます。近年は、温暖化などによる異常気象、ゲリラ豪雨なども発生しています。この場で取り扱う案件以外でも公共施設である道路や水路や橋などにも影響が出てきております。これまで当たり前であった事がそうじゃなくなっているとの認識を元に先ほどいただきましたご意見などをしっかり検討を行いまして、対応などをもし、大雨になった場合は、どうしますかなどより深掘した対応について、事業計画者などと協議していきたいと思っております。

尾山議長 よろしく申し上げます。他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時58分